

令和7年度市内スキー場来場者動態調査業務
仕様書

1 業務名

令和7年度市内スキー場来場者動態調査業務

2 本業務の目的

札幌市では、インバウンドをはじめとした観光客の増加及び滞在期間の長期化により、冬期の観光消費拡大を図るため、「スノーリゾートシティSAPPORO推進戦略」を策定し、スノーリゾートとしての世界的ブランドの確立を目指している。

本業務は、スキー場来場者の属性や満足度、札幌滞在中の消費動向等を調査・分析することで、各取組の検証や今後の施策に反映することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

4 業務の内容

(1) 調査手法

ア 市内6スキー場（札幌国際スキー場、サッポロテイネ、札幌藻岩山スキー場、さっぽろばんけいスキー場、フッズスノーエリア、滝野スノーワールド）において、対面によるアンケートを実施すること。

イ アンケートは、WEB上のアンケート回答フォームを受託者が作成のうえ、タブレット端末等を活用し、その場で回答を依頼することを基本とする（厳冬期の屋外・半屋外での調査となるため、タブレット端末の予備バッテリーの十分な確保や、調査員・回答者双方の防寒対策に配慮すること。）。

ウ 回答の誤り等を防ぐため、回答者の回答状況を適宜確認しながら、アンケート調査を行うこと。

(2) 調査項目

以下の項目を基本とし、全30問以内の想定とする。最終的な調査項目、設問文及び選択肢等については、委託者と協議のうえ決定すること。

ア 訪問スキー場

イ 年代

ウ 性別

エ 同行者

オ 国籍

カ 居住地

キ 訪日経験

ク 来札経験

ケ 今回の旅行の予約方法

- コ 今回の旅行での宿泊エリア
- サ 今回の旅行における市内の宿泊期間
- シ 今回の札幌旅行での実施内容
- ス 今回の訪日旅行の予算（概算）（一人当たり）
- セ 今回の旅行における札幌市内での消費額（概算）（一人当たり）
- ソ 今回の札幌旅行の目的（スキー主目的／観光主目的 等）
- タ スキー・スノーボード技術度
- チ 当該スキー場を何で知ったか
- ツ 当該スキー場に行くことをいつ決めたか
- テ 当該スキー場を選択した理由
- ト 当該スキー場への交通手段
- ナ 当該スキー場での実施内容
- ニ スキー・スノーボード用具のレンタルの有無
- ヌ 当該スキー場の評価・満足度（総合評価及び項目別評価）
- ネ 当該スキー場をまた訪れたいと思うか
- ノ あつたら良いサービス

(3) 調査期間・調査日数

令和8年1・2月において、サンプル数を達成するために必要な日数とする。ただし、スキー場ごとに最低でも8日間以上は調査を実施すること。

なお、詳細な日程は委託者及びスキー場運営事業者と協議して決めること。

(4) サンプル数

ア 市内6スキー場ごとのサンプル数の基準は下記のとおり。

(ア) 札幌国際スキー場、サッポロティネ、さっぽろばんけいスキー場、滝野スノーワールド

各200件（日本人：50名以上、外国人：150名以上）

(イ) 札幌藻岩山スキー場、フッズスノーエリア

各200件（日本人：100名以上、外国人：100名以上）

イ 基準に満たない場合は、見込みの時点で委託者に報告し、対応方針等を協議すること。

ウ 外国人スキー客においては、国・地域が偏らないよう、調査時間・場所を分散させ、できるだけランダムに声をかけるよう努めること。

エ サンプル数を確保するため、必要に応じて、特典を与えるなどの工夫を検討すること（ただし、特典を与える場合は単価が100円程度のものとし、委託者と協議のうえ、受託者が費用を負担して準備すること。）。

(5) 翻訳

外国人スキー客向けのアンケートは英、中(簡・繁)、韓及びタイの5言語で実施すること。協議により決定した設問の翻訳は受託者において行うこと。

(6) 報告書の作成・提出

- ア 単純集計のほか、属性別・関連設問別ごとにクロス集計を行うなどして、
　　スキー場来場者の特徴や傾向を分析した結果を示すこと。
- イ グラフや図などを使って、わかりやすさを確保するように心がけること。
- ウ 報告書の内容については、事前に委託者の確認を受けること。このとき、
　　必要に応じて委託者から修正等の指示を出す場合があるので、受託者はこれ
　　に応じること。そのため、遅くとも令和8年3月20日（金）には報告書の初
　　稿を提出すること。

エ 提出書類

ア 契約後速やかに提出する書類

- (ア) 業務実施計画書 1部
- (イ) 業務工程表 1部
- (ウ) 業務責任者等指定通知書 1部

イ 業務完了時に提出する書類

- (ア) 業務完了届 1部
- (イ) 成果報告書 6部
- (ウ) 成果報告書概要版 6部
- (エ) 参考資料 一式
- (オ) 電子データ

※ ①報告書⇒PDF形式、Microsoft Word形式（文書）及びExcel形式
　　（表、グラフ、図等）、②調査結果の詳細データ⇒Microsoft Word形式
　　（文書）及びExcel形式（表、グラフ、図等）、③アンケート結果の集計
　　表、クロス集計表及びアンケート回答データ⇒Microsoft Excel形式、④
　　参考資料⇒PDF形式、Microsoft Word形式、Excel形式のいずれか

(7) 打合せの実施

業務着手時、業務完了時及び業務履行中において、必要に応じて委託者と打
合せを行うこと。

5 著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し成果物（以下「本著作権物」という。）に関連する
　　著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律48号）第27条及び第28条に規定する
　　権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三
　　者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著
　　作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害
　　するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた
　　ときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ
　　委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

6 留意事項

- (1) この業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この業務の遂行にあたり、委託者は受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るとともに、必要に応じて打合せを行うものとする。
- (3) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (4) 成果品はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (5) 本業務の実施にあたっては、札幌市の受託業務であることに留意し、個人や企業の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。
- (6) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (7) その他業務執行にあたっては、委託者と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。

7 環境への配慮について

本業務では、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。